主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は札幌高等検察庁検察官検事鎌田好夫提出の控訴趣意書に記載さ れたとおりであるからここにこれを引用し、これに対しつぎのように判断する。 論旨は、原判決は「被告人は、昭和四四年七月二八日午後一一時一〇分ころから 翌二九日午前零時ころまでの間、旭川市ab丁目c号居酒屋スナツク『A』ことB 方において、代金支払の意思及び能力がないのにこれあるように装つて、同女(当四六年)及びホステスC(当一九年)等に対し『じやんじやんビールを持って来 い。たくさん持つて来なければ払わない』等と申し向けて酒肴等を注文し、 をして被告人が相当金銭を所持していて即時代金を支払つてくれるものと誤信さ せ、よつて注文に応じて同女等から価格二、五六〇円相当の飲食物及び煙草を提供 させてこれを編取したものである。」との公訴事実に対し、これにそう検察官申請 の各証人の証言はいずれもその信用性に疑いをさしはさむ余地があり、一方被告人 が「A」で注文したのはビール一本のみであり、当時五〇〇円ないし七〇〇円程度 の現金を持つていたという被告人の弁解が事実でないとは断定しきれないものがあ り、その結果、「本件については、被告人が弁解するように、被告人が『A』で注 文したのはビール一本のみであり、当時被告人はその代金を支払う程度の現金を持 つていた可能性を否定しがたいのであつて、本件公訴事実については結局犯罪の証 明がないことに帰する。」として無罪を言い渡したが、右は証拠の価値判断を誤つ て事実を誤認したものであり、その誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであ る、というのである。

よって審按するに、原判決が本件公訴事実につき、所論の指摘するような理由により、被告人に無罪の言渡をしたことは、記録上明らかである。ところで、本件においては、原判決がその供述の信用性に重大な疑問をさしはさんだ検察側の主法人(前記「A」の女主人Bのほか、D、E、C、Fら)が、いずれもその後で不可となり、当審においてその供述の信用性を直接吟味することが不可能になるという異例の事態となり、その結果、当審においては、被告人質問をしたほか、被告人の前科の内容を立証すべき書証(いずれも判決謄本)五通の取調をしたのみである事実調が事実上不可能となったのであって、原判決を破棄することが法律上許されないのではないかとの疑問が存するので、まず、この点について検討する。

1 当審における事実取調の経過

当審における本件の審理の経過は、つぎのとおりである。すなわち、 四五年五月二八日(以下の月日は年号を記載したものを除き同年の記載を略す)第一回公判期日において、検察官は、被告人の前科内容が本件と同種事案である事実 を立証するため判決謄本五通の取調請求をし、右書証は、弁護人の同意を得てただ ちに取り調べられたが、他に何らの立証の申請をしなかつたので、当裁判所は本件 被害状況を明らかにするため、職権により、Bを次回公判期日(六月二三日午後一 時) に証人として取り調べる旨決定した。(2)しかるに、同証人に対する召喚状 が「あて所に尋ねあたらない」との理由で不送達となつたので、当裁判所は検察官 に対し、同証人の所在調査方を依頼したところ、検察官から同月一七日に「証人は四四年一一月ころ家出し、札幌市薄野(以下不詳) G居酒屋で稼働しているとの噂 により、同所近辺を調査したが、稼働先ならびに本人の所在を確認できない」との 回答があつた。(3)第二回公判期日において、検察官から、被告人の犯行時にお ける状況等を明らかにするため、証人Dの申請があつたので、当裁判所は、これを 採用し、次回公判期日(八月一三日午後一時)に証人として取り調べる旨決定し 右証人召喚状は、六月二六日同証人に送達された。(4)ところが、同証人は、第 三回公判期日直前になって、「当日は店舗の開店に付準備の都合上出頭できない」 旨の不参届を提出し、同公判期日に出頭しなかつたので、右期日は職権により九月 二二日午後一時と変更された。(5)同証人に対する第四回公判期日の証人召喚状 は、八月一五日配達の際不在のため送達できず、「不在通知書差入済」のため同月 二六日まで郵便局に保管されたが、留置期間経過のため結局差出人"(当裁判所)に 返戻された。その後、右召喚状は、再度同証人に発送されたが、九月七日に至り 「転居先不明で配達できない」との理由で不送達となつた。(6)第四回公判期日 において、検察官は、同証人の申請を撤回し、新たに、被告人質問のため公判期日 の続行を求めたので、当裁判所は、同証人の採用を取り消したうえ、次回公判期日

(一〇月六日午後一時) に、被告人質問を行なうべく、被告人に対する出頭命令を 発した。(7)第五回公判期日において、検察官および当裁判所により、「A」における飲酒状況、その際の所持金の額等につき、相当詳細な被告人質問が行なわ れ、被告人は、原審公判廷におけるとほぼ同趣旨の弁解を繰り返した。 (8) 当裁 判所は、右公判期日において、前記証人Bの採用を取り消し、弁護人の弁論を聴取 して、いつたん弁論を終結したが、その後職権により、さきに終結した弁論を再開したうえ、一〇月一二日に「証人F、同C、同Eの三名(いずれも本件当時前記「A」で被告人と同席した者)を証人として採用し次回公判期日(一〇月二七日午 前九時三〇分)に召喚して尋問する」旨の期日外の決定をした。 (9) 右三名のう ち、C、同Eの両名に対する証人召喚状は、いずれも「転居先不明」または「あて 所に尋ねあたらない」との理由で不送達となつたので、当裁判所は、ただちに検察 官に対し、その所在調査方を依頼したが、同月一五日に至り、検察官から、調査の 結果、いずれもその所在が不明であつた旨の回答を得た。(10)証人Fは、第六 回公判期日の開廷直前に当庁書記官Hに対し、電話をもつて「昨夜より子供が風邪発熱のため、本日の公判期日に出頭できない。現住所は、旭川市 d 町 e f 丁目 I 内 である」旨連絡した。右公判期日は、同証人不出頭のため――月一九日午後一時と変更された。(11)同証人に対する第七回公判期日の証人召喚状は、さきに電話 連絡を受けた現住所あてに発送されたが「あて所に尋ねあたらない」との理由で不 送達となり、さらに当裁判所の所在調査の依頼に対し、検察官から一一月一四日に 「同証人は、前記住居に、J名義で居住するも、現在旅行中で行先不明、帰宅日時 不明。なお管理人および近隣の話によれば、同人はほとんど在宅しないとのことであり、稼働先も不明」との回答があつた。第七回公判期日は、証人再召喚のため、 一二月八日午前一一時と変更された。(12)第八回公判期日の同証人に対する証 人召喚状は「転居先不明」との理由で不送達となつたので、検察官は、一一月三〇 日に到り、被告人の本件犯行前後の状況を明らかにするため、新たに、 両名を証人として申請した。(13)第八回公判期白において、検察官は、「右両名は、いずれも本日当公判廷に在廷することを確約していたのに、出頭しないもの である」旨釈明し、右両名につき旭川市において、裁判所外における証人尋問を実施することを希望する」旨の意見を表明した。当裁判所は、右両名の証人申請を却下し、さきに決定した証人F、同C、同Eの採用を取り消す旨の決定をして弁論を 終結した。

2 本件における主要な争点と原判決破棄の可否

本件においては、原審において、すでに詳細な被告人の弁解の聴取と必要な関係証人の十分な尋問が行なわれていて、その審理に欠けるところは全くないばかりでなく、原審において取調べた主要な証人は、その後、前記の如くいずれも所在不明となつて、今後これを発見して取調べることは、事実上不可能なこととなつている。このように、すでに十分な審理が尽されていて、ただ証拠の価値判断の当否のみが問題となる本件のような事案においては、更に審理を続行しても、原判決当時に比べ新たな証拠の発見される余地はきわめて乏しいのであるから、かりに当裁判所において原判決の判断に多少の疑問を持つたとしても、これを原審に差し戻して更に審理を尽くさせることは、実質的にみて意味のないことであり、したがつて、

当裁判所としては、記録ならびに当審事実調の結果を総合考察し、原判決の当否を審査し、本件控訴を棄却するか、または、原判決を破棄して自判するかの二者択一を迫られることとなる。

ところで、本件のように、原判決が起訴にかかる公訴事実を認めるに足りる証明がないとして、被告人に対し無罪を言い渡した場合に、控訴裁判所が、事在を認認により、を破棄したうえ、ただちに被告事件について犯罪事関を有罪の判決をするには、事件の核心をなす部分につき、事実の取調を見ると解する(最判昭和三四年五月二二日刑集一三巻五号七七三頁参照)。そる影照の事業の取びのであるが必ずしも一概に決することがでである。の罪が必要であるかは、必ずしも一概に決することがでである。の罪がない。なら、これが多点に関がないのである。とも、の事実とした趣旨を実質的に理解すれば、事実の自に関すが、調・合に有罪の言ったというだけではないのである。に対して、おしたがでは、たんにずい、原裁い、とのをは、の疑問を持つない、もしたがでは、たんにずい、原裁い、とのによりに対した。とのいる。と解される。したがでも、もいではなければならしたがするにというだければならしたがする。と解される。したがでも、もに被告人の責に帰するにといるが、原対には、おりには、おりには、おりには、おりには、おりには、おりには、はは、ともあり得るのである。

ところで、本件につきこれを見るに、原審以来の争点は、被告人が「A」におい てビールを注文し、これを飲んだ際の具体的言動および被告人が入店の際ビールー 本分に相当する金員を所持していたかどうかの二点である、すなわち、関係証拠に よれば、被告人が、ほぼ公訴事実記載の日時ころ(ただし時刻については争いがあ る)、公訴事実記載の居酒屋スナツク「A」において、ビールを注文して飲んだこと、その後被告人は前記Bらから飲食代金等として合計二、五六〇円を請求されたが、その支払に応じなかつたため、同店関係者らによつて無銭飲食の現行犯人として警察に突き出されたこと、警察における取調を受けた際、被告人は、現金四一円しか所持していなかつたこと、等の事実が明らかであるところ、被告人は、捜査当時より、ほぼ一貫して「自分が注文して飲んだのはビールー本だけであり、他は店のスダイやな達が勝手に飲くでしまったよのである。 のマダムや女達が勝手に飲んでしまつたものである」旨弁疏し、また、その所持金 についても、「当時五〇〇円ないし七〇〇円の金を持つていた」旨主張しているの であつて(ただし、逮捕当時その所持金を持つていなかつた原因については、司法 警察員および検察官の取調の際には「警察へ突き出される際、マダムらにポケット を探られて取られてしまった」としていたが、その後原審公判廷においては、「店の女の子にハイライトを買ってくれと五〇〇円札を渡したら、『チップにもらっておく』とか『あとで精算する』とかいっておつりを返してくれなかった」という新たな弁解を加えている。 たな弁解を加えている。)、以上の二点において、公訴事実の存在を全面的に肯定する「A」の関係者(B、同D、E、C)および一部被告人の弁解の趣旨に副う供 述をしているが結局一〇本のビール等はすべて被告人の注文によつて出されたもの である旨公訴事実の存在を肯定するFの原審公判廷における各供述と顕著な対立を 示しているのである。そして、原判決は、右各争点につき、いずれも、積極、消極 の各証拠を仔細に分析し、かつこれを比較検討した結果、被告人の弁解中に、いく つかの矛盾ないし不合理の存することを認めつつも、結局において、これを合理的 に排斥することは困難であるとして、被告人に無罪を言い渡した。所論は、原判決 の右判断の不当を指摘しるる主張するが、その趣旨は帰するところ、原判決が排斥 した前記Bらのこの点に関する供述の合理性、被告人の前記弁解の不合理性を指摘 するにある。

〈要旨第一〉したがつて、当裁判所において、もし原判決を破棄して被告人に有罪の言渡しをしようとすれば、前述の〈/要旨第一〉趣旨に鑑み、右の争点とくに被告人の飲酒の際の具体的状況に関し、原判決がその信用性に重大な疑問を抱いた「A」の関係者のうち、少くともいずれか一名を直接取り調べて、その供述の信用性を吟味する必要があると解するのが相当であり、本件におけるように、捜査当時以来ほぼ一貫して公訴事実を否認している被告人に対し重ねて被告人質問を行ない、前記のような書証五通の取調を経たという程度の事実調により(なお、被告人が詐欺罪で再々処罰されたことのある事実は、原審において取り調べた証拠によつて、すで

よつて、刑事訴訟法第三九六条により本件控訴を棄却することとし主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 中西孝 裁判官 小川正澄 裁判官 木谷明)